

(仮 訳)

プレス・リリース

2011 年 7 月 19 日
金融安定理事会 (FSB)

システム上重要な金融機関への対処策に関する市中協議文書の FSB による公表

本日、金融安定理事会 (FSB) 及びバーゼル銀行監督委員会は、システム上重要な金融機関 (SIFIs) によってもたらされるシステムリスクとモラルハザードリスクへの対処策を提案する二つの文書について市中協議を開始する。これらの施策は、2010 年 11 月に G20 首脳によって承認された FSB 提言に含まれる枠組みを実施するものである。

市中協議文書「システム上重要な金融機関の実効的な破綻処理」は、システム的な混乱をもたらしたり納税者を損失のリスクに晒すことなく、SIFIs を破綻処理する当局の能力を改善するための包括的な政策パッケージを提示している。提示された施策は、4つの主要な構成要素から成る。

- ・ 存続不能となった金融機関を破綻処理するために、法的なベイル・インを含む幅広い権限及び手法を指定された破綻処理当局に与える、**強化された各国の破綻処理の枠組み**
- ・ 国境を越えて活動する金融機関をより秩序立ってかつより費用の少ない方法で破綻処理するために、破綻処理当局の協調行動を可能とする、各国法を根拠とした金融機関別の協力合意の形式を取る**国境を越えた協力取決め**
- ・ 再建・破綻処理計画の準備に資する情報を提供する、破綻処理の実行可能性の事前評価に基づいた、**金融機関と当局による改善された破綻処理計画の策定**
- ・ 複雑な企業構造や商慣行、細分化された情報システム、グループ内取引、サービスプロバイダーへの依存及び国際決済サービスの提供から生じる**破綻処理の阻害要因を取り除くための施策**

破綻処理に関する最終的な提言の策定に役立てるため、FSB は2つの討議文書も公表してコメントを求める。破綻処理における債権者の序列、預金者優先と預金者保護についてのノートは、債権者の債権の優先順位、特に預金債権の扱いの相違が実効的な破綻処理に与える影響についての意見を求めるものである。もう一つの、一時的な権利停止を課す要件についてのノートは、ある特定の破綻処理手法の実施を支援するために、契約の中途解約権の一時的な停止を適用すべきと考え得る要件について議論している。

二つ目の市中協議文書「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」は、銀行のグローバルなシステム上の重要性を評価する手法、グローバルにシステム上重要な銀行が有すべき追加的な損失吸収力の規模、そしてこれらの要件を段階的实施に関する取決めの提案を定めている。本文書はFSBとの緊密な連携の下でバーゼル銀行監督委員会により準備された。バーゼル銀行監督委員会より、この文書について別途プレスリリースが出されている。

二つの市中協議文書は、より密度が高く実効的な監督・監視や、伝染リスクを軽減するための金融市場インフラの改善を含めた、SIFIs に関するより広範な FSB の政策枠組みの一部を構成するものである。FSB は、グローバルにシステム上重要な保険会社、国内のシステム上重要な銀行、その他のシステム上重要な金融機関及び金融市場インフラに対処するため、国際基準設定主体と協力して、更に作業を進めていく。

FSB 議長であるマリオ・ドラギは、「多くの国々は適切な破綻処理の枠組みを持たないままこの危機を迎えた。実効的な破綻処理手法が存在した場合においても、それらの手法は、国境を越える局面や複雑な企業構造や商慣行から生じる破綻処理に対する障害に対処していなかった。このことは、危機に先立つ時期において適切な市場規律が働いていなかったことを意味し、危機への対処をより一層困難なものとした。今回提案された破綻処理に係る施策はこれらの欠点に対処するものとなる。グローバルにシステム上重要な銀行の損失吸収力の強化とともに、これらの施策は、金融機関が自らのシステム上の重要性を減少させようとする強いインセンティブを作り出し、時とともにより安全で健全な金融システムを育むだろう。」と述べた。

FSB は 市中協議文書において提起された問題点に対するコメントと回答を歓迎する。FSB の破綻処理に関する市中協議文書への回答は、2011 年 9 月 2 日(金)までに fsb@bis.org へ、バーゼル委員会の文書に関する回答は、2011 年 8 月 26 日(金)までに baselcommittee@bis.org へ送って頂きたい。

最終的な提言は 2011 年 11 月 3-4 日のカンヌ G20 首脳会合に提出される。

注

G20 首脳は、2010 年 11 月 11－12 日のソウルサミットにおいて、その無秩序な破綻が、その規模・複雑さ・システム上の相互関連性により、広範な金融システムや経済活動に重大な混乱をもたらし得る SIFIs について、そのモラルハザードを抑制するための FSB の政策枠組みを承認した。この政策枠組みは以下の五つの分野で行動を求めている。

- ・ 一つ目は、いかなる金融機関も金融システムに混乱をきたさず、納税者の支援を得ることなく処理され得ることを目指した破綻処理の枠組みの改善
- ・ 二つ目は、SIFIs、特に当初においてはグローバルな SIFIs (G-SIFIs) が、国際金融システムにもたらすより大きなリスクを反映して、バーゼルⅢ基準を超える追加的な損失吸収力を持つという要件
- ・ 三つ目は、システミックリスクをもたらし得る金融機関に対するより密度の高い監督・監視
- ・ 四つ目は、個別の金融機関の破綻に伴う伝染リスクを軽減させるための中核的な金融市場インフラの頑健性に関するより強固な基準
- ・ 五つ目は、G-SIFIs に係る各国の政策措置の実効性と整合性に関する FSB ピアレビューカウンスルによるピアレビュー

G-SIFIs の母国当局は、国際的な監督カレッジを通じて G-SIFIs が直面しているリスクを協調して評価し、G-SIFIs に関する国際的な再建・破綻処理計画の策定を義務とし、クロスボーダー危機管理グループにおいて機関別の危機時における協力取決めを交渉し、自国の G-SIFIs に係る政策措置を FSB ピアレビューカウンスルによるレビューの対象とすることとなる。

FSB ピアレビューカウンスルは、その域内で G-SIFIs が活動している関係母国・ホスト国当局の幹部メンバーで構成される。FSB ピアレビューカウンスルは 2012 年末までに各国の G-SIFI 施策の実施に係る最初の評価を行い、その後は各国の G-SIFI 施策の適切性と国際的な整合性について毎年 FSB へ報告を行う。

FSB は各国金融当局、国際基準設定主体の作業を国際レベルでコーディネートし、金融の安定に資するよう、実効的な規制、監督、その他の金融セクターに関する政策

を策定しその実施を促進するために設立された。FSB は、24 の国と地域において金融の安定に責任を持つ各国当局、国際金融機関、セクターごとの規制・監督者の国際的グループ、中央銀行の専門家委員会で構成される。

FSB はイタリア中央銀行総裁マリオ・ドラギが議長を務めている。事務局はスイス・バーゼルにあり、国際決済銀行(BIS)がホストしている。

FSB についての更なる情報についてはウェブサイトを参照されたい
www.financialstabilityboard.org。

(以上)